

第十三回 参議院文部委員会會議録第十五号

昭和二十七年三月十一日(火曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動
三月七日委員木内キヤウ君辭任につ
き、その補欠として鈴木彌平君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田なほ子君

委員 木村 守江君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
荒木正三郎君
棚橋 小虎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣 文部大臣 天野 貞祐君

政府委員 文部省初等中
等教育局長 田中 義男君
文部省大學
學術局長 稻田 清助君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側 常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 余專門員 余專門員

○私立学校振興会法案(内閣送付)
本日の會議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣送付)
○新たに入学する児童に対する教科用
圖書の給與に関する法律案(内閣送
付)
○教育及び文化に関する一般調査の件
(被接收教育施設に関する件)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を開きます。

最初に私立学校振興会法案に関する
提案理由を御説明願います。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今上程に
なりました私立学校振興会法案につ
いて、大要御説明申し上げます。

私立学校が、その数において、我が
國の学校教育に極めて重要な地位を占
めているのみならず、それぞれ特有の
伝統と學風を以て、我が國の学校教育
の進展に貢献して来たことは、改めて申
上げるまでもないところであります。

従つて、私立学校教育の振興を図るこ
とは、延いては我が國の学校教育全般
の振興を促すものであります。只今
この法案を上程いたしましたのも一に
この趣旨にはかならないのでありま
す。私立学校の経営の基礎を安定させ
てその教育の振興を図る必要から、私
立学校の経営に対する援助を行う恒久
的制度を設けることは、かねてから私
立学校関係者の熱望するところであ
り、又その構想は種々の形で推進され
て来た次第であります。一方、私立学
校に対する助成に關しては、先に制定
されました私立学校法によつて明文化

されたのであります。その第五十九
條によつて國又は地方公共団体は學校
法人に対して助成を行うことができる
のであります。これが、これに基く助成に
は、その時々財政上の理由によつて
消長があり、又助成に伴つて一定の監
督が行われる結果、私立学校の自主性
を尊重する建前からは、必ずしも満足
すべき状態ではないと申さなければな
りません。

ここに政府といたしましては、私立
学校の自主性をいよいよ尊重し、又私
立学校経営の助成に關する恒久的制度
として、漸く成案を得、只今私立学校
振興会法案として上程いたしました次
第であります。

次にこの法案の大要を申し述べま
す。第一に、この法律によつて設立さ
れる私立学校振興会は、私立学校の經
営に關し必要な資金の貸付、私立学校
教育の助成、私立学校の職員の研修福
利厚生等の事業に對して、必要な資金
の貸付又は助成を行うことを目的とし
る特別法人であります。この新らしい
私立学校振興会の特色は、學校法人に
對する資金の貸付のみならず、助成を
も行い、その他広く私立学校教育の振
興のため必要な業務を行うという点に
あります。

た私立学校職災復旧費貸付金、經營費
貸付金等の貸付金の債權であります。
なお、右の現金出資は、本年度におい
て一億三千万円、明年度において二億
六千万円の予定であります。現金出資
の額は、私立学校の資金需要額を賄う
には、甚だ不十分ではあります。今
後の機会において資本金の増額に努め
て、その運営に支障のないようにした
い考えであります。

第三に振興会の役員については、文
部大臣が任命することになつておりま
すが、これには振興会の業務の運営上
必要な広い知識と經驗とを有する適材
を求めたいと考えています。このため
に必要な場合には、兼務の役員を置く
ことも考慮いたしております。又、振
興会には諮問機關として評議員会を置
き、振興会の重要業務に關して広く學
識經驗者の意見を求めて運営上の参考
に資するようにいたしました。なお、
評議員会については、相当数の私立学
校関係者を加え、私立学校側の意向が
十分に振興会の業務の運営に反映する
ことを期しております。

第四に振興会の業務につきまして
は、前に述べましたように、私立学校
の経営のため必要な資金の貸付のみ
ならず、私立学校職員の研修、福利厚生
等に対する貸付又は助成その他私立学
校教育の振興のために必要な事柄を含
むものであります。これによつて従
来閉鎖されてきたこの方面の事業が大
いに促進されることと信じます。

最後に振興会は、文部大臣から監督

を受けるのであります。これは振興
会の行う業務の性質によるほか、振興会
の資本金が全額政府出資であるという
理由にも基くものであります。なお、
振興会は成るべく速かに業務を開始す
る必要があり、必要の準備等
を急速に行いたいと考えております。
以上本法案提出の理由及びその大要
を述べましたが、何とぞ慎重御審議の
上、速かに御可決下さるようお願いい
たします。

○委員長(梅原眞隆君) 只今大臣が説
明をされた補足を近藤局長から願いま
す。

○政府委員(近藤直人君) 只今上程に
なりました私立学校振興会法案につ
いて、大要御説明申し上げます。

私立学校振興会は、法案第一條の目
的に明らかであります。私立学
校の経営に關し必要な資金の貸付、私
立学校教育の助成その他私立学校教育
に対する援助に必要な業務を行うこと
を目的とする特別法人であります。こ
の法案は、この私立学校振興会の設
立、資本金、組織、業務、監督等に關
して必要な事項を規定することをその
内容とするものであります。以下、本
法案における重要な事項について、御
説明申し上げます。

第一に、振興会の業務の対象とする
學校は、学校教育法第一條に規定する
學校又は學校法人でありまして、旧制
私立學校及び準學校法人をその業務の
対象といたしております。

第二に、振興会の資本金は、第五條に規定しておりますように、總額約二十一億四千万円でありまして、うち現金出資は三億九千万円、債権の出資は十七億五千万円であります。この債権は、昭和二十一年度以降において、私立学校の震災その他の災害の復旧費及び経営費として私立学校の設置者又は都道府県に對して政府から貸し付けられた貸付金の債権であります。現金出資につきましては、本年度一億三千万円と明年度二億六千万円の予定でありまして、本年度の分は、本年度の私立学校震災その他復旧費貸付金約九億九千万円のうちの節約額をこれに充てようとするものであります。明年度における出資金は、私立学校振興会出資金として昭和二十七年予算に計上されております。又、以上の貸付金債権の出資に伴つて、従来これらの債権を担保しておりました国の保証債権、抵当権及び質権は、貸付金債権の移転に伴つて當然に振興会に移転されます。

第三に、振興会には、第十一條の規定により、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置くこととしておりあります。これらの役員は、振興会の業務の運営の責任を負う機関であります。役員は、第十三條の規定により、振興会の目的を達成するため必要な学識経験を有する者のうちから文部大臣が任命することとなつており、専任者を建前としておりますが、場合によりましては、他の職業に従事している者であっても、第十五條の規定により、適任者を役員に任命し得ることとし、広く適材を求め得るようになしてあります。又、振興会の役員及び職員は、第

十六條の規定により、これを法令により公務に従事する職員とみなし、公文書偽造、濫職等の犯罪については公務員と同一の取扱を受けることとしました。これは、この種の特別法人に共通の立法例でありまして、振興会の役職員の担当する職務の特殊性、公益性から見て当然のことと考えております。

第四に、振興会に、その業務運営に關する諮問機関として、評議員会を設けております。評議員会は、第十七條以下に明らかでありますように十人以上二十人以内の評議員を以て組織され、定款の変更、予算、業務方法書等業務に關する重要事項について会長の諮問に答申することを主たる任務とするものであります。振興会の業務の運営に広い範圍の公正な意見を反映させる目的を以て設置されるものであります。評議員は、第二十條の規定により、学識経験者のほか私立学校関係者からも文部大臣が任命できるようにいたしておりますが、このことは、評議員のうち私立学校関係者を相当数加えて私立学校側の適正な意向を十分振興会の業務運営に生かして行く趣旨であります。

第五に、振興会は、第二十二條に明らかでありますように、学校法人に對する資金の貸付又は助成を行うことを主たる業務といたしますが、このほかに私立学校の職員の研修、福利厚生等の事業を行う者に対しても、必要な資金の貸付又は助成を行うものであります。又振興会は、文部大臣の認可を受けた場合には、広く私立学校教育の振興のために必要な業務を行うことができるのであります。学校法人に對する経営上必要な資金の貸付には、施設、設備等に対

象としたものも含むものではありませんが、差当りは、資金の關係上運営資金等の短期貸付に限定せざるを得ないのであります。なお、振興会が貸付のほかに助成をも行い得ることとはすでに述べたところでありますが、この助成は、前事業年度における利益のうちから、特別積立金及び普通積立金を控除した金額に相當する金額の範圍内において行われるものとしております。これは振興会の健全な運営を期したからであります。

第六に、振興会が前述の貸付又は助成を行うに當つては、その貸付又は助成がその目的を有効に達し得るかどうかを十分に審査すると共に、更に、学校法人が旧貸付金の元利償還を履行しないような場合には、新たな資金の貸付又は助成を行わないよう、第二十五條及び第二十六條の規定により、業務運営の適正を期してあります。

第七に、振興会に移転される旧債権については、今後三十年間に亘つて年賦償還される予定でありますので、長い間において不測の災害が発生した場合等の特別の事態におきましては、学校法人に對してその債務の全部又は一部の免除、又は貸付條件の変更等を行い得るようになしたものであります。なお、その手続については特に慎重を期し、振興会においてかかる措置をする場合には、第二十七條の規定により、文部大臣の認可を受けなければならぬことといたしております。又、これと関連いたしまして、第三十二條の規定により、旧債権の滞貸元本につきましては、それに見合う特別積立金を利益のうちから積み立てることとし、振興会の資本金の確実性を期してあります。なお、振興会

は、旧貸付金の免除による損失が多額に上つた場合には、第三十三條の規定により、資本金の減少をなし得ることとしたしております。

第八に、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表、借入金等については、主として第五章の規定により、文部大臣の認可又は承認を受けることを要するものとしておりますが、これは振興会の業務の特殊性及び公益性に基くほか、資本金の金額が政府から出資されているという理由にも基くものであります。

第九に、振興会は、第六章の規定により、文部大臣の監督に服するものであります。文部大臣は、振興会に對して、監督上必要な命令をなし、又報告を徴し、所屬職員をして立入検査をさせることができます。これも、前述いたしましたように、振興会の業務の特殊性、公益性に基くものであります。

最後に、振興会の設立に關する事務は、附則第二項以下に規定してありますように文部大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしてあります。設立委員は、それにふさわしい学識経験者のうちから任命されるわけでありまして、又振興会は本年度政府出資を予定いたしております關係から成るべく速かに本年度内に業務を開始する必要があるもので、必要な準備等を急速に進めなければならぬと思ひます。

以上本立法案の事情を十分御理解下されて、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(梅原眞薩君) 次に国立学校

設置法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を願ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今議題になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所、附屬分府、附屬学校及び教育施設又は研究施設の新設、廃止、国立短期大学の新設並びに国立大学に包括された旧制の諸学校の廃止等につきましての所要の規定を設けると共に、国立学校におかれる職員の定員を、昭和二十七年予算に定められた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に改正内容の骨子を法案の順を追つて簡単に申し上げます。改正の第一点は、国立大学に包括されていた旧制の学校で、その生徒が在學していたために、課程として存続していたもののうち、募集停止により、昭和二十六年度に、職員及び生徒の定員がなくなるものを廃止したことであります。これによつて廃止される学校は、専門学校、高等師範学校等二十九校であります。なお昭和二十七年以降も存続するものは、旧制の大学等二十七校であります。

改正の第二点は、国立大学の学部の新設であります。北海道大学農学部獣医学科を獣医学部としたこと、茨城県立農科大学を茨城大学に合併して農学部としたこと、岐阜県立大学工学部を岐阜大学に合併し工学部としたことでありまして、いずれも、大学設置審議会に諮つて昭和二十七年からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、千葉大学工業短期大学部の三つの国立短期大学部の設置であります。これは、いづれも夜間に授業を行うものでありまして、勤労青年の進学希望に応えようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の合併廃止に関するものであります。東北大学ガラス研究所を同大学非水溶液化学研究所に合併したこと、東京大学立地自然科学研究所を廃止したこと等があります。

改正の第五点は、附属学校及び教育施設又は研究施設の設置、整備に関するものであります。その主なものは、従来高等師範学校、女子高等師範学校に置かれた附属学校を高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に伴い国立大学及び大学の附属学校としたこと、その他助産婦学校、診療X線技術学校、齒科技工士学校を設置したこと等があります。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員員の定員を昭和二十七年予算に合せて改正したことあります。改正後の定員は国立学校を通じて六〇、九六一名となり、前年度当初より一、六三九名の減少となっております。これは、国立大学附置医学専門部の廃止による減員及び行政機関職員定員法の改正による減員等と国立大学の合併に伴う増員のほか、東京医科歯科大学及び大学、学部等の学年進行による増員とを差引した結果、結局国立学校を通じて一、六三九名の減員となつたものであります。

以上申し述べましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。

どうか十分御審議の上速やかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(梅原眞磨君) 次に新たに入学する児童に対する教科用図書給與に關する法律案の提案理由の御説明をお願いします。

○國務大臣(天野貞祐君) 今回政府より提出いたしました新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に關する法律案の大綱について御説明いたします。

昨年、第十国会において成立いたしました昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に關する法律によりまして、本年度から、特に児童の國家公共心の涵養を図るために、新入学児童に對して國語及び算數の教科用図書給與する制度が確立されたのであります。ところが、この制度がなかつたのであります。実施の方法につきてはいろいろ問題もありましたので、これを一年限りの臨時の制度とし、更に一年間の制度について研究いたしましたことになつていたのであります。そこで、政府といたしましては、各方面の意見を聞いて慎重に研究を進めました結果、児童の國民としての自覚を深めることに資すると共に、その前途を祝うという見地から、現行制度に必要な改善を加へ、これを恒久的の制度として存続することとし、ここに新法にこの法律案を提出することになつたのであります。

次に、この法律案の骨子について申述べます。第一に、教科用図書の給與を國が行うことを明らかにしております。現行制度におきましては、市町村又は都道府県が教科用図書の給與について直接責任を持ち、國が費用の面で半額を援助するという形をとつていたわけでありましたが、今回は國が特に費用の面におきましては全責任を持つことにしたのであります。

第二は、國語及び算數の教科用図書を新たに入学する児童のすべてに對して給與することを明らかにしております。現在の制度は、予算の關係でその対象を公立学校へ入学する児童に限つており、国立及び私立の学校に入学する児童を除外してゐるのであります。が、今回はこの点を改めて、すべての新入学児童に對して國語及び算數の教科用図書を給與することとしたのであります。

第三に、國が教科用図書を児童に給與いたします場合に、国立学校につきましても、これを附置する大学の學長、公立学校につきましても教育委員會、教育委員會が設置されておりましたときは市町村長、私立学校につきましてもは市町村長、私立学校につきましてもは学校法人の理事長又は私人の協力を得ることとしたしております。その内容といたしましては、校長を通じて實際に教科用図書を児童に給與すること、文部大臣に必要な報告をし、調査に協力すること、発行者に對して必要な証明書を交付すること等がありま

す。従つて國の仕事といたしましては、発行者と必要な契約を締結し、又管理機關が交付いたしました証明書をよく調べ、これに基いて発行者に代金を支拂うことになるのであります。なお、代金の支拂につきましても、数多くの支拂が正確に行われ、また発行者に不當な損害を與えないようにするために必要な措置を講じております。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について概要を御説明いたしました。何とぞこの法律案の必要性を認められ、十分御審議の上、速やかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(梅原眞磨君) 只今大臣が説明された補足を田中局長にお願いいたします。

○政府委員(田中義男君) 新たに入学する児童に對する教科用図書の給與に關する法律案につきましても、大臣の説明を補足して御説明申し上げます。昨年の四月から新たに公立学校に入学する児童に對して國語及び算數の教科用図書を給與する制度が確立されたのであります。この制度につきましても、勿論、その趣旨について異論はなかつたのであります。併し市町村が直接教科用図書の給與に對する責任を負う建前になつておりましたため、市町村財政に負担を加へるという点と、代金の支拂が円滑に行かないために、発行者に對して特別の金融措置を講じなければならぬという点に問題があつたのであります。そこでこれらの問題を解決いたしますためには、この法律案に規定いたしておりますように、國が特にその費用について全責任を負う新しい制度の確立が必要になつたわけでありま

す。以下この法律案につきましても、逐條御説明申し上げます。先づ第一條にはこの法律の目的を規定してございまして、國が新たに入学する児童に教科用図書を給與いたしますことは、児童が國民の一員として國の援助の下に教育を受けているという國民的自覚を深めることに資すると共に、児童の前途を祝うためのものであることを明らかにいたしております。

第二條第一項は、國が国立、公立、私立を問はず、すべての小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部の第一学年に入学する児童に對して國語及び算數の教科用図書を給與する責任を負つてゐることを明らかにしております。この場合におきまして、転学した児童については、転学後において使用する教科用図書を給與しないこととしておりますが、これは、一つにはすでに他の学校において教科用図書の給與を受けている場合が多いためであり、同時に転学児童の実態が明らかでない現在におきましては、國の財政上の見通しも付かないからであります。なお政令におきましては、國語及び算數の教科用図書の給與又は國定の教科用図書で、教育委員會又は学校がその学校の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものであることを明らかにいたしたいと考えております。

第二條第二項におきましては、この教科用図書の給與は、国立の小学校等についてはその小学校を附置する大学の學長、都道府県立の盲学校、ろう学校等については都道府県の教育委員會、市町村或いは市町村の学校組合が設置する小学校等については市町村の教育委員會(教育委員會が設置されてない場合には市町村長)、私立の小学校等についてはその小学校を設置する学校法人の理事長等の管理機關が、それ／＼に協力して、小学校の校長を通じて行うことを規定いたしております。

第三條は、このほか國に對する管理

機関の協力方法を明らかにしてあります。先ず実際に教科用図書を見学し給與するのは、第二條第二項の規定によりまして校長になつておりますが、管理機関は、教科用図書の給與が的確に行われるようにこれを指導監督し、教科用図書を児童に給與いたしました場合には、どういふ教科用図書をどれだけの児童に給與したかというようなことを文部大臣に報告いたしますと共に、国の支拂を迅速且つ正確にいたしますために、給與した教科用図書の価額の総額が幾らになつたかというようないふことを明らかにする証明書を発行者に交付いたしますこととしております。なお政令によりまして、いつまでにどういふ手続で、これらの報告や証明書の交付をしなければならないかというようないふ手続を定めたいと考えております。

第四條は、文部大臣が報告を求めた調査をしたりすることが出来るような規定を設けております。この場合におきましては、市町村の教育委員会又は市町村長の行う事務につきましては都道府県の教育委員会の協力を得て、又学校法人の理事長の行う事務につきましては私立学校を所管いたしております都道府県知事の協力を得て調査報告を取ることとしております。

第五條は、国と発行者との契約について規定してございます。学年の初めに児童に給與する教科用図書は、すでに教科書の発行に関する臨時措置法の規定によりまして、発行の指示を受け、他の教科用図書とともに二月頃から発送し、三月中には学校に届いていなくてはならず、その学校に届いている教科用図書のうちで、この法律によりまして児童に給與するものの代

金を、国が次に御説明いたしますような方法で発行者に支拂うことを主たる内容とする契約を結ぶわけでござい

ます。第六條第一項は、児童に給與いたしました教科用図書の代金の正常な場合の支拂方法を定めておりますがおおむね一般の支拂条件と異なるところはございせん。第二項には、証明書の誤りがある場合の支拂の特例を規定してござい

ます。管理機関の交付いたしました証明書は、一万を超えるものになりま

すので、一つの証明書に僅かの誤りがありましても全体では非常に大きな誤差が生ずることになりますので、この

わけでありまして、なおこの場合におきましては、発行者に成るべく迷惑を

かけないように事務処理の迅速化を図りますと共に、学年の初めに給與する教科用図書につきましては、その代金の九割程度を四月中に概算拂いするよう

にいたしたいと考えております。第三項は、国の予算（追加予算を含む）が成立しないために、以上のような支拂方法がとれません場合に、政令で適宜の処置をとることを定めたものでござい

ます。第七條は、管理機関が不当に国に損害を與えた場合における学校の設置者の損害の賠償について規定してござい

ます。管理機関の方で教師用図書くら

いはという気持で僅か一、二冊余分に

見積りまして全国で三万、四万の多

数になるわけでありまして、そのよう

なことのないうにこの規定を設けた

わけでございます。併しこういう措

置は慎重にいたすべきでありまして、

私は非常に問題を残すのではないかと
思いますので、この点について大臣の
御所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(天野貞祐君) 高田さんの
ように、ものを極端に押しつけて、
順序をつけたらいかんというようにこ
とを言われるのは私はどうかと思うの
です。実際問題とすれば、早急なもの
と、まあ幾らかそこに裕りがあると言
つてはあれですが、どれでも一遍に返
せというのは、それはよろしいでし
う。けれども併しものを話合うときに
は、そう極端に言つても私は無理では
ないか、やはりものには本当にもう焦
眉の急というものと、幾らか裕りがあ
るとか或いは何とかという順序を付け
るということとは、私は差支えないの
じやないかと思つております。

○高田なほ子君 ものを私は別に極端
に考へてゐるわけでは決してござい
ません。又交渉の過程で、肚にそうい
うことを持つということもあり得るかも
知れません。(精神が極端なんだと)
呼ぶ者あり)けれどもやはり教育の施
設は、国が必要と認めて施設したもの
であらうと思ふ。決してそこに必要
なものゝ施設するはずはないと思
ふ。私はそういう国の当初の方針に基
いて、やはり当然これは全部返して
らうという方向に行くのが、どうして
も正しいと思ふのであります。又その
ことが今、現在被接収下にある学校の
生徒並びに子供たちの将来、青年たち
の将来を考へる父兄がたの私は真実な
声であらうと思ふ。これで私の考へが
間違つてゐると思ふのでしたら、大臣
に御指摘願ひたいと思ふ。どこが間違
つてゐるでしよう。

○國務大臣(天野貞祐君) 順序を付け
たから、それでほかのものはなくて
いいというわけでは決してないので、全
部必要なのです。併し詳しいことは管
理局長からお答えいたします。

○政府委員(近藤直人君) 前同もこの
点につきまして御質問がございました
ですが、文部省といたしましては今大
臣のお言葉のように、全部必要である
ということをお前々から申しておつたの
でございますが、やはり先方のほうの
交渉の都合によりまして順序を付けて
もらいたいという話でございましたの
で、甚だむずかしい問題でございま
す。例えば校舎とか或いは教室とか講
堂とか、現に授業に支障を来たすとい
うような施設につきましては、これはま
あ何はさておき解除してもらわなけれ
ばいかんと。併しながらプールとか或
いは学校の例へば植樹地とか運動場の
一部とかいうようなものにつきましては
は、これはまあもう少し遅れることも
止むを得ないんじゃないかというよう
な観点から、極く僅かなものにつきま
して順位を付して申入れたのでありま
す。なおお手許に差上げました被接収
学校施設調べにつきまして、少しく詳細
に御説明いたしたいと思ふので、こ
ちよつと懇談いたしたいと思ふのでご
ざいます。が……。(異議なしと呼
ぶ者あり)

○荒木正三郎君 ちよつと……。
○委員長(梅原眞直君) 大臣にです
か……大臣に対する質問を先にして
下さい。
○荒木正三郎君 この被接収校舎の解除
の問題であります。これは私前の本
会議の際にもどういふふうになるの
かということにつきまして文部大臣に
質問をしたわけなんであります。で、

その際文部大臣は、教育機関の解除に
ついては自分もお願いをするつもりで
ある、こういうふうなお話であつたわ
けであります。その際に岡崎國務大臣
も、講和が成立した場合に今の被接収
されてゐる施設は一応返るのだ、それ
から對等の立場に立つて必要なるもの
をきめて行くのだ、こういうお話であ
つた。そこで当然今被接収されてゐる教
育施設というものは一応解除されて日
本側に返るのだと私は考へてゐるわけ
なんです。その後どういふ施設を相手
側に渡すかというところは、これは従来
の日米關係とは全く立場が違つて來る
と思ひます。従来は占領下にあつて教
育施設の接収が行われた。これはあな
がち政府の責任を追及するといふこと
もできないと思ふ。併し今後は對等の
立場で話し合ひが行われるのですから、
政府の態度によつて、或いは政府の考
え方によつて教育施設はもう貸さない
ことにしたい。で、ほかの施設で充當
する、こういうことであれば、その話
合ひは私は合理的に進展すると思ふ。

従つて今後教育施設を再び駐留軍に貸
與するかどうか、こういうことは政府
の決意如何にかかつてゐる問題だと思
ふ。こういうふうな解釈をしてゐるの
ですが、大臣はどういふふうに見解をお
持ちですか。
○國務大臣(天野貞祐君) 確かに筋道
はそうだと思ひます。一応借り、あと
返して置くといふことだと思ふので
す。けれども、お互いに話し合ひをするの
に、今移る場所もないのをすぐ出て行
けといふことは、やはりお互いの間の
信頼關係といふことからできないと思
ふのです。だからこちらに返したものを
を又貸すのですけれども、そこに幾ら

か、教育施設ですからそれが優先して
もすぐやることは当然ですが、幾らか
そこに事情によつては開きができる
といふことも止むを得ないと思ひます。
ただ岡崎國務大臣はこの点
については非常な努力をしようと
おられるのですから、それを信用した
と思つております。

○荒木正三郎君 それは私も今まで使
つておつたものをすぐ返してもら
う、行く所もないのにすぐ返せ、こういう
ことは私は無理だと思ふ。併しこの学
校接収問題は、去年或いは一昨年から
私は問題にこの本委員会でもなつて
ると思ふ。相當の期間がこの間にあ
るわけなんです。で、委員会の意向とい
ふものも明らかになつておりますし、
政府も又できるだけ教育施設は貸與し
ない、こういうふうな考へであつたわ
けで、相當な期間がおりますので、そ
の間にいろいろ具体的に措置する余裕
があると思ふのです。私は、そういう
観点から考へたときに、やはり政府と
しては見返りの施設が要るなら、それ
を用意して、そうして学校施設はま
あ返してもらおう、こういうふうな方途
を講ずる、それだけの熱意がなければ
私は教育機関を優先的に返してもら
うのだといふふうな政府が言明せられ
ても、それは實際においてそういう努力
が拂われていなければ何にもならない
と思ふ。こういうふうなまあ考へるわ
けなんです。そこでまあ文部大臣を責
める考へはないのですけれども、やは
りもう少しこの問題については強い主
張をなさる必要がある。そうして實際
に効果がある、そういう結果が生まれ
るやうに私はせられる必要があるのじ
やないかと思ふ。先般来からたび

当委員会においても陳情があり、当委
員会としてはその陳情に沿うやうに非
常に苦心をしてゐるわけなんです。こ
ういふ無理からん父兄の要望、國民の
要望といふものもやはりこの際實現す
る。これは私は文部大臣の大きな責任
だらうと思ふのですが、そういう点に
ついて大體の見通しを一つお伺いた
い。概略の見通しでよろしいですか
お伺ひしたい。
○國務大臣(天野貞祐君) 御意見は御
尤もだと思つております。だからそう
いふ点については管理局長からあとで
詳しく説明いたさせます。
○高田なほ子君 ちよつとそれでは聞
連してお伺ひしたいのですが、成るは
ど、それはすぐ出て行けと言つても出
て行かれないやうな場合には、お互い
にそこは円滑にやらなければならな
い、こういうお話でありますけれども
、それは例へばプールとか運動場と
いふようなものがこの資料に出てゐ
るのですが、プールとか運動場とかい
うものは何も私は別にあちらさんにと
つても必要がないものだと思ふので
す。特にプールのやうなもの……学
校の校舎の中のプールに外人が入つ
て來て泳ぐ、そうして学校の、運動を
好む青年たちが学校に敷設されたプー
ルが全然使えないで、外人にだけ使用
を許しておくとやうなことは、む
しろ青年たちに非常に不愉快な、それ
以上反米的な氣持といふものを植え付
けて行くのではないかと、そういうや
うなことを私は非常に憂うものであり
ます。こういうやうな点については大
臣はどんなふうにお考へになつていら
つしやるのか、それが一つ。それから
若し百歩譲りまして、学校の一部又は

どうしても必要なものは貸さなければならぬというお考えをお持ちしているようであり、アメリカとして日本に進駐するに、やはり進駐するだけの準備というものを私は持つてゐると思ふ。又持たなければならぬと思ふ。こういう準備の交渉過程にあるさなかに、日本が一步も二歩も退いておつたならば、日本の真実の声というものを十分に私は理解できないのではないかと、むしろアメリカが進駐するその場合に、日本の教育施設というものはこういう状態にある。これを若し侵すならば、非常に思想的にもいゝ結果を及ぼさないと、いゝようなことを強硬に主張されてこそ、私は文教の最高の責任者としての大臣のお責務も果されることになるのではないかと。これは決してアメリカに対しての反響をくらわすというようなお考えにとるのではなくて、理解のまだ行かないアメリカに対して日本の真実の声を伝える。教育を守る立場の真実の声を伝える。行くというところが私は大臣の真実の行き方ではないかと考えられるのです。併し先ほど私の発言を極端であるといふふうな御解釈をされたのでありますが、そういう観点に立つて、更に大臣の御所見を私はお伺いしたいと思ふのであります。

○国務大臣(天野貞祐君) お説は御尤もだと思ふ。私が極端に感じたのは、一氣に皆返してもらえ、こう言つては極端のうちに感じたのであつて、お説は御尤もでございます。私は自分が直接交渉するわけでございませんから、岡崎国務大臣を通じて常にそういう点で交渉をし、岡崎国務大臣がこの点については非常に熱心にやつて下さることと信じております。

○矢嶋三義君 懇談会に入る前に、大臣並びに管理局長にお伺いしておきたいと思ひます。先ず大臣ですが、私は現在我が国が非常に重大段階にあると考へます。と申しますのは、これはアメリカの本意に反すると思ふのでありますが、私の見やうに、判断する範囲内においては、少くともこの反米思潮というものは相当に大きく浮び上つて来つたと思ひます。だからといって親ソ思潮が浮び上つて来ているといふことにはならないと思ふのでございしますが、その間隙を縫つて、私は超国家主義的な民族思潮といふものが起つて来るのじやないか。そこに我々今歩みつたところの民主主義新日本の建設という立場から私は非常に重大な段階にあると思ふのです。これを如何に調節して行くかといふことは、私は当面最も大事な問題じやないか。その問題の、やはり被接収学校舎の返還というのが一つとして大きく取上げられる校の生徒といふものは、我々が侵した太平洋戦争の大きな犠牲者であつて非常に気の毒だと思ふのですが、こういう生徒、児童諸君に、講和條約を結んで独立したという喜びを彼らに浸らせ、それを現実に見せつけるものとして、何と言つても私は被接収されてゐるところの教育施設並びに設備といふものを一刻も早く彼ら生徒、児童に返還してやるというところが最も私は大事なことではないか、こう考へるのであります。天野文部大臣はそういう基本的なことを私が申し上げるまでもなく十分御認識の上で御努力なさつてゐるようでございますが、よく大臣のお言葉

の中に、岡崎国務相も非常に理解がある、十分連撃をとつてゐるということをお聞かせ願ひます。本日も申されてゐるようでございます。私もそれを認めるのやぶさかでありませぬが、併し先般に私は本委員会でも岡崎国務相に対しては、お言葉に倣つてゐる命令に關する件に基き文部省関係諸命令の中に、教育施設をどこまでも確保しなければならぬといふ命令が出ておつたが、その趣旨に基いて校舎返還といふものについて努力してゐるのかという質問に對して、岡崎国務相は、それはお言葉に基いてできたものであるから、講和條約の発効と同時になくなるのだと、こういう意味のことを言われて、私としては、その校舎、被接収教育施設を返還するに當つて、一基本的な教育施設が非常に重大だといふあの一條の精神に基いて岡崎国務相が努力されてゐるのかと思つておりました。その点非常に私は心外に思つたわけでございます。又岡崎国務相が一応お政令でできたのだから、講和條約の発効と同時に一應失効するが、非常に教育施設は大事であるから、それを確保する意味において現在の国会に更にそれを存置するところの法律案を出してあります。こういうふうな冒頭から答弁して頂ければ私は了とするのでございします。その点非常に明確を欠いた。こういう点に岡崎国務相は本當に、大臣から努力されてゐるというのです。どのくらい努力されてゐるのか。更に天野文部大臣が、岡崎国務相に非常に強力に交渉されてゐるということに承るものでございしますが、どの程度に天野文部大臣のその御意思が岡崎国務相に圧力として加つてゐるかという点に一

点の懸念なきを得ないのでございします。それらについて大臣の御答弁をお願いいたしたいと思ふのでございします。

それからもう一点は、これは所管大臣でないのでもよく御無理かと考へますけれども、私はこの際お伺ひたいのは、駐留軍は当初伝えられたところによりますといふと、我が国の大都市から遠ざかつて駐留する。従つて總司令部あたりも埼玉県の朝霞あたりに行くのではないかと。そこらあたりが中心になつて今後駐留するのではなからうかといふことがずっと前にかなり大きく伝えられたようでございます。が、昨日あたりの新聞、或いはラジオを見ますといふと、牛込の旧陸軍士官学校のあたりに總司令部が置かれるといふやうに、これはまあ新聞でございしますが、それで拜見したわけでございます。どういふ過程を通過してそういうふうに変換されたかといふことは知るよしもありませぬが、この一点からも都市内におけるところの被接収施設といふものは返還に難点が出て来るのではないかと。東京、横浜についても、或いは神戸あたりにつきまして、都市の中核の一帯いい所を建物といひ、土地といひ被接収されておるわけでありますが、これは講和條約発効後において、やはり兩國の合意の下に考慮されなければならぬ問題だと考へるのでございしますけれども、昨日の新聞あたりから拜見するといふと、大臣は努力されておると言われますが、都内におけるところの教育施設の返還といふものは、又難関にぶつかつてゐるのじやないかといふ懸念をいたしておるものでございしますが、これらに對しまして所管

大臣でないの、天野文部大臣にお伺ひすることは私は當を得ないものと思へますが、非常に關連性がありますので、これをお伺ひするわけでございます。

それから第三点にお伺ひしたい点は、これはやはり合同委員会が今後やられる問題で、岡崎国務大臣の所管でございしますが、内容的には天野文部大臣の所管だと考へるのでございします。が、先般岡崎国務相に、日本の尊風美俗を維持して行くという立場から、占領軍が駐留軍に変わった場合の我が国の法律をどの程度尊重して頂けるかという立場から、例えば国立の文教地区という問題を私から、又高田委員からも質問したわけでありましたが、そのときは時間がなかつたから長く質問できませんでしたが、岡崎国務相の答弁は極めて私は通り一遍の常識的なものであつたと思ふのですが、我が国の法律を尊重するといふ言ひながら、私は實質的には殆んど我が国の法律を適用、運用することはできない。具体的に言うならば、我が国で数少いあゝいう国立の文教地区といふような所も、實質的に私は我が国の法律が蹂躪されて、あの学園がやはり棄されるのじやないかといふ点を懸念いたします。そういうことにつきましては、私は兩國の合意でございしますが、強力なる交渉によつて私は何とか国民、特に学生諸君の希望に副うやうなことができないかと思ふのですが、あの岡崎国務相のあゝいう答弁の状況では將來懸念されると思ふのですが、これらについての改めて文部大臣の決意を承りたい。

最後に承りたい点は、これは大臣並びに管理局長でございしますが、これは

いつぞやこの委員会でもちよつと動議として出しました、本日実現せずにおります、と申しますのは、今被接収教育施設を論じておるわけでございまして、これと関連しまして独立後の教育の全般に亘るこの教育施設の問題でございまして、接収されておるところの施設を返還してもらうのも一つでございまして、更に戦災復旧の問題がございまして、或いは災害復旧の問題がございまして、本会議でも問題になりましたところの〇・七坪の最低緊急基準完成のために、計数上十五万坪の差が出ておるのです。それらについては若干の大蔵大臣は考慮すると、或いは人口増に伴うものについても考慮すると言つておられますが、そういう十五万坪の中に人口増が入つておるのか入つていないのか、そういう点も大臣或いは主計局長の答弁では明確を欠いておる点があると思つてございまして、こういう一連の教育施設の確保という問題を、今日は詳しい答弁要りませんが、極く近い機会に極めて詳細なる資料に基いて、文部当局のこれに対する対策並びに御所見を詳細に、それは本日でなくてよろしいのですが、承わりたいと思つて、基本的なことだけにつきます本日御答弁願えれば幸いですと思つて、以上四点について。

○国務大臣(天野貞祐君) 第一の点、教育施設が非常に重要だということ、これは、これはもう論を要しないところで、私は岡崎国務大臣にもたび／＼そういうことを申し、又大橋国務大臣ともよくそういう点の相談もいたしたりいたしております。岡崎国務大臣の御答弁、或いは岡崎国務大臣の何というのですか、御熱意とか、それは私の答弁する限りではございませぬ。又所管外のことは私は答弁することをおたくないと思つて。

それから風紀のことでございますが、私は岡崎国務大臣のこの間の答弁が、そういう無責任な答弁だとは決して思いません。實際問題として非常に困る問題なんで、アメリカだけのことにやなくて、日本のほうが困る。日本の一部の者たちが何と言いましようか、そういう所へむやみに群がり集るので、それをどうして取締るかということが非常にむずかしい問題なんだというところは、私は岡崎さんの言われる通りじゃないかと思つておる。アメリカの兵隊が日本の法律を犯すと、そういうことはあり得ないことで、日本の法律はどこまでも彼らといへども守らなければならぬというところは当然のことだと思つております。

○委員長(梅原眞直君) 大臣が時間がないのでお帰りになるので、簡単に一つ……

○矢嶋三義君 大臣、詳細な答弁は管理局長をして後日でもよろしいのです、先ほど申しました全般的な問題に對しての基本的な考え方というものは御答弁頂きたい、それから若干の所管外の問題もございまして、併し私は所管外だからというので少し遠慮してお聞きしたのですけれども、併しこれは所管外と言つても文教の責任者としては関連性のある問題でございまして、やはり私は確たるまゝとつた御意見なり御信念を以て閣内において対処して行かなければ、私はやはり内容的に直接関係ある問題になれば、私はこれは処理できない問題だと思つて、それがそれらに對するところの具体的

意見というものは私は承わり得ていないんじゃないかと思つておる……

○国務大臣(天野貞祐君) 私は基本的な考えは述べておるつもりでございまして、その基本的な考えを如何にして実現するかという方法論が今問題になつておる。その方法論は、岡崎国務大臣がやつてくれる。十分努力するということをおつておられるのでございまして、その方法論を私がここで述べる必要はないと思つております。

○木村守江君 文部大臣が大臣として、又個人としても学校の施設が接収されておるといふようなことについて、できるだけの力を盡しておるというところは、我々承知できるのであります。併しながらこの学校の施設というものが他の一般の施設と違つて、特に速かに返還されなければならぬというよううな事情があるにもかかわらず、学校の施設というものがほかの施設よりも返還が遅れるのではないかと、いふやうなふうにお考えられるところに、これは皆さんがたの質問もあり、我々の非常に納得できないところがあると思つておる。そういう点につきます、私は、私も決して文部省だけを咎めて、文部省だけを非難するものではない、私どもの、これはやはり例へば大きな会社とか、或いはその他の施設等はいろ／＼な方法で返還をする方法があるでしようが、これは文部省として、本當にこの理論一点張りではやらないで、いかにいふやうなところにやればいかにいふやうなところ、やはり若し力が足りないという点があれはあつた、いかにいふやうな点で、そういう点につきます、若し我々が文部委員会として文部省と共に力を合せて、一刻も速かに返し得る

ような働きができましたならば、我々も一緒にこのことをやらなければいけないと考へております。そういう点で若しも文部委員会として、我々が文部省と共にやらなければならぬやうな方法がありまじければ、やはり文部委員会にそういうやうな方法をお示し下さつて、そうして共にそういうふうな働いたほうがいいんじゃないかと考へる次第でございまして。

それからその次にお伺いしますのは、現在の被接収学校の、もう御承知のように、講和発効が目前に迫つておる。従つて大体現在接収されておるところの学校がどの程度に返還されるかというやうな目安がそろ／＼ついておるのじゃないかと思つておる。そういうやうな目安がどのくらいついておるかというところを、この際発表できれば誠に結構だと考へるものであります。その点若しもお答えできましたならば御報告願ひたいと考へます。

○国務大臣(天野貞祐君) 自分たちとしては努力はいたしておるつもりでございまして、皆さんから見ても、それが不十分だと思へるものも御無理がないと思つて。一層私も御奮勵して、この問題に力を注ぎたいと思つて、又発表できることがございましたらば管理局長から発表をいたさせます。

○高田なほ子君 ちよつとその前に……あの先ほどの大臣の御答弁の中で、非常に重要な御答弁があつたと思つて、成るほど現在の教育環境確保に關する問題は、大臣としても非常に考慮されておる点だと思つて、あります。現在方法論だといふお話であります、岡崎国務大臣に全くこ

れはお委せしておるやうな形に取れるのであります、甚だ私はこれは遺憾なことだと思つておる。岡崎国務大臣にいたしまして、強力に交渉を進められるためには、その主管大臣である文部大臣が、やはり具体的な方法の中においても相當の強い御決意と、この信念の下にやはり働きかけなさるということが、私は非常に大事だと思つておる。特に最近の教育環境が崩壊しておるという問題について、は、大きな一つの社会問題となつて、国民の視線がここに集つておるということについては、すでに大臣も十分御認識になつておられると思つて、その方法論については全く岡崎国務大臣にお委せになつておるのか、それとも大臣として具体的にどうこれは一体されておるか、私はそれを端的にお伺ひしたいと思つてございまして。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はですね、このことの重要性というところは問題でない、こういうことを申したのであります。今問題は如何にしてこれを自分たちに戻してもらうか、その方法をどうするかというところに重点があるというところで、これを岡崎国務大臣にお委せして自分たちは何もせずにおるというところは一言も申してはおりませぬ。

○高田なほ子君 何もそういうふうな極端なお答え、それこそ極端にお答えにならないで、文部省としては、なかなか教育諮問委員会とか、純潔教育研究会とかいふやうなものを持つておられるやうであります、とてもそういうものでは今は防ぎ切れない段階になつておると思つてあります。それです、私は具体的にそのやうなこ

ほかに、大臣として政治的にどうい
う一体手を伸べられておられるのか、そうい
うことを伺つておるのです。非常に大
臣は御遠慮が過ぎる様に私は思うの
であります。もつと強硬に主張するこ
ろは主張されてもいいのじやない
か。だから私はそれをお伺いしておる
のです。

○国務大臣(天野貞祐君) 御意見は誠
に御尤もだと思ひますので、よくその
点は考慮したいと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣のおられるこの席
上で資料の要求をいたしておきます。
と申しますのは、この被接収学校施設
調べというのを頂いておられますが、連
合軍に接収されておられるこの施設調
べ、それから警察予備隊、海上保安
隊、こういう方面にも接収されている
ところの教育施設一切の調べと、更に
大事なこと、政府の行政関係、行政
各部門と十分お話しをして、そして
この施設はいつ頃までに返還可能だ
というその見通しですね、それを接収さ
れている各施設別にそれを行政部門で
交渉した結果を資料として一日も早く
出して頂きたい。これをお願いいたし
ておきます。でないと、ただ重要々々
というので、時期的にずれるばかりで
ありまして、我々はそういう政府内部
の見通しの下に今後教育施設の確保に
努力したいと考えますので、その資料
を是非とも一日も早く出して頂きた
い。これを要望いたしておきます。

○政府委員(近藤直人君) 只今の資料
の御要求のことでございますが、予備
隊の接収しておる分等につきまして
は、詳細はわかるかと思ひます。それ
から各施設別の返還可能の予定日でご
ざいますね、これはなお特調のほうと

交渉いたしましたして、わかりましたら資
料として差上げたいと思ひます。

○矢嶋三義君 わかりましたらという
ことを一応了承しますけれども、この
段階に於て岡崎国務相も特調も非常に
理解があり、文部大臣も一生懸命努力
しておるとすれば、どこの教育施設は
いつ頃までに返還できるという見通し
があつて然るべきことと思ひます。だ
からできぬことではないと思ひます。できな
いようなことは努力してゐるという
ことにはならぬ。だから各施設別に見
込がなければ見込なしとそれではよろ
しうございませうから、確実なところを
一応の資料として是非出して頂きたいの
であります。

○岩間正男君 これは大臣にお聞きし
たかつたのですけれども、予備作業班
が現在やつておるはずですが、文部省
から予備作業班に入つておるんです
か、いないのですか。それとも入るよ
うに要求しておられるのですか、これ
は重要なことだと思ひますが、そうい
う努力をされましたか。或いは正式に
予備作業班に入れたか、入れないかわ
からないが、若し入れないというよう
な、そういう建前になつておるとすれ
ば、それに対してどういうように法的
にはやつておられるのか。このよう
な問題は陳情というような立場でやら
れるべきじやないと思ひます。予備作
業班は非常に重要な教育施設の返還とい
うような任務を担当するのであります
から、その中に正式の機関として当然
入つておらなければならぬと私は思
う。これが現実的に問題を解決して行
く上には最も重要なことだと思ひま
す。これはどうでありますか。

○政府委員(近藤直人君) 予備作業班
に文部省が参加するかどうかという問
題でございますが、これは文部省とい
たしまして非常に関心を持ち、重要
な案件であると思ひますので、参加し
たいと思つて話を付けておりますが、
只今のところではまだ参加するところ
まで参つておりませんが、随時こちら
の意見は外務省のほうに伝えさせてお
ります。

○岩間正男君 私はこれは大臣にお伺
いしたいと思つたのですが、大臣はお
られませんが、大臣に閣議の中で努力
してもらいたいと思ひます。もう陳情
団体みたいなことを文部省がやつてお
られたのでは、この問題は正確な解決
が付かないと思ひます。大臣に予備作
業班の中に必ず入れる、そういうことを
閣議の中で頑張つてやつてもらいたい
と思ひます。全くそういうふうにしめ
てしまつて、どうも文部省は希望はし
ておられるけれども、また入つていない
から努力するというのでは解決は非常
に遅れるし、この問題は大事だと思
います。その点は大臣がいらつしや
いませうから、この問題は保留してお
きませうけれども、この意向は強力で
長から伝えて頂きたいと思ひます。そ
れを確認して下さい。よろしくござ
いますか。とてもこれでは解決できま
せんよ。

○委員(梅原眞蔵君) よろしくござ
います。

○岩間正男君 勿論正式に入つてお
らなければ予備員とか何かでも私はそ
ういふ機関に入つて発言を堂々とや
れるような体制になければならぬと思
います。これは問題にならぬと思ひま
す。

○委員(梅原眞蔵君) これを以て委
員会を閉じます。

午後零時七分散会

三月八日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

- 一、公立学校事務職員(教育公務員
特例法適用)に関する請願(第八四
四号)
- 一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋
運動場建設促進に関する請願(第
八五六号)
- 一、学校給食費国庫補助等に関する
請願(第八八七号)
- 一、公民館に対する国庫補助増額等
に関する請願(第八八八号)
- 一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋
運動場建設費国庫補助等に関する
請願(第八九四号)
- 一、学校給食法制定等に関する請願
(第九三三号)
- 一、義務教育費国庫負担法制定に
関する請願(第九三五号)
- 一、学校給食法制定に関する請願
(第九三六号)
- 一、公立学校施設防災および災害復
旧に関する法律制定の陳情(第四
一五五号)
- 一、義務教育費国庫負担法制定に
関する陳情(第四二八号)
- 一、地方教育委員会の設置単位等
に関する陳情(第四三二号)
- 一、学校給食費国庫補助に関する陳
情(第四三六号)
- 一、戦災市町村等義務教育施設復旧
整備臨時措置法制定に関する陳情
(第四四五号)
- 一、公立学校事務職員(教育公務員
特例法適用)に関する陳情(第四八
一号)

第八四四号 昭和二十七年二月二十
三日受理
公立学校事務職員(教育公務員特例法
適用)に関する請願

請願者 福岡県田川郡猪位金村
猪位金小学校内 佐藤
清登外二十三名

紹介議員 赤松 常子君
公立学校事務職員は、地方公務員法の
條文等に示されてある通り、当然教育
公務員特例法に含まれるものと考えら
れるが、未だにそのまま放置されてい
るの是不明朗であるから、すみやかに
特例法に含まれるよう改正せられたい
との請願。

第八五六号 昭和二十七年二月二十
五日受理
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場
建設促進に関する請願

請願者 宮城県議會議長 今野
貞亮

紹介議員 愛知 樺一君 高橋進
太郎君

積雪寒冷地方においては、冬季四箇月
乃至七箇月の長期にわたり校庭の使用
が不可能となる反面、これらの地方は
いちじるしく経済力が劣弱であるため
屋内運動場建設が困難であり、僅かに
必要坪数の五パーセントを保有するに
過ぎず、勢い児童生徒の教育上、保健衛
生上憂慮すべきものがあり、また校舎
保全上にも想像以上の支障を與えてお
るから、すみやかに積雪寒冷地帯にお
ける全市町村小中学校屋内運動場建設
の方策を樹立し、財政的援助を保障す
るため、これが法制化を図られたいと
の請願。

第八八七号 昭和二十七年二月二十
六日受理

学校給食費国庫補助等に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡磯浜町
長 河上秀雄外五十名

紹介議員 徳川 宗敬君

学校給食は講和後における民主教育の
根幹で、大代国民体位の上を解決する
最善の方途であり、また食糧問題解決
にも不可欠なもので、その対象は全義
務教育児童生徒であるべきが当然で、
資材の確保および施設の充実は当然国
家の責任でなすべきであるから、こ
の経費を来年度予算に計上するととも
に、すみやかに学校給食法制定の実現
を図られたいとの請願。

第八八八号 昭和二十七年二月二十
六日受理

公民館に対する国庫補助増額等に関する
請願

請願者

東京都千代田区神田一
ツ橋教育会館内社会教
育連合会内全国公民館
連絡協議会内 北村政
義

紹介議員 木内キヤウ君

公民館に対する政府の施策は極めて貧
困であるにかかわらず、市町村当局の
苦心努力により全国にその数二万三千
を数えるにいたつたが、市町村の財政
の窮乏は年々ともにはなはだしく、こ
のまま放置すれば公民館活動は衰退
し、その本来の使命の達成ができなく
なるから、(一)公民館に対する国庫補
助の増額、(二)公民館職員に対する国
庫補助ならびに身分保障の確立、(三)
公民館事業に対する諸税および購入物
品に対する物品税の免除、(四)公民館

建築に対する起債の許可、(五)地方平
衡交付金における公民館経費の割当
等、すみやかに公民館振興のための諸
施策を講ぜられたいとの請願。

第八九四号 昭和二十七年二月二十
六日受理

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場
建設費国庫補助等に関する請願
請願者 滋賀県長浜市役所内滋
賀県積雪地帯体育整備期
成会内 寺本太十郎

紹介議員 西川五郎君

積雪寒冷地帯の学校では、冬期間ほと
んど校庭の使用ができず、児童生徒の
体育および教育上憂慮にたえないばか
りてなく、地面一般校舎はその過重使
用によつて施設、設備の耐久性をい
じめるに縮減している実情であるか
ら、昭和二十七年に於ける屋内運動
場十万坪建設に要する費用の半額に相
当する補助金を認められたいと、
積雪寒冷地帯義務設置学校屋内運動場
建設促進臨時措置法を制定せられたい
との請願。

第九三四号 昭和二十七年二月二十
八日受理

学校給食法制定等に関する請願
請願者 和歌山市小松原通一和
歌山県教育庁内 土肥
正敏

紹介議員 徳川 頼貞君

学校給食の意義の理解と徹底に伴う効
果は歴然たるものがあり、従つて国民
各層の支持により学校給食は本年度中
継続実施をすることとなつたが、なお
前途にいくたの困難があり一まつの暗
影を覚える現状にあるから、(一)学校

給食法の制定、(二)昭和二十七年九
十七億円の予算化等、国家百年の大計
と教育立国の精神に則り善処せられた
ことの請願。

第九三五号 昭和二十七年二月二十
八日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請
願
請願者 東京都千代田区麹町二
ノ八麹町小学校内全国
連合小学校長会内 佐
口安治

紹介議員 草葉 隆岡君

戦後大改革されたわが国の教育制度
は、自主独立の年を迎えるに当り、い
よいよその内容を刷新し、最善をつく
して国運隆昌の根幹をつちかうべきと
きであるから、新に義務教育費国庫負
担法を制定して教育の基礎たる義務教
育に對し確固たる財政的裏付けを行い、
これが充実発展を期せられたいとの請
願。

第九三六号 昭和二十七年二月二十
八日受理

学校給食法制定に関する請願
請願者 岡山県倉敷市旭町岡山
県学校推進協議会内
原玄太郎外四名

紹介議員 加藤 武徳君

学校給食開始以来五箇年を経過した現
在、給食の必要性は一般社会の認める
ところであるが、いまだ恒久的法律が
ないため、その実施運営に多大の支障
をきたしているから、すみやかに学校
給食法を制定せられたいとの請願。

公立学校施設防災および災害復旧に關
する法律制定の陳情
陳情者 山口県議會議長 二木謙
吾

三日受理

学制改革に伴う学校施設の整備は、地
方公共団体の努力にかかわらず未復旧
や耐用年数超過の老朽危険校舎が放置
されたままであり、一方風水害や火災
による学校災害は年々とも増加の傾
向にあるから、公立学校施設の整備、
防災および災害復旧に對する根本的對
策を樹立するとともにすみやかに法制
化せられたいとの陳情。

第四二八号 昭和二十七年二月二十
三日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳
情
陳情者 山口県議會議長 二木謙
吾

現在義務教育費の地方財政中に占める
割合は極めて大きいにもかかわらず、
これが財源は平衡交付金によつて賄わ
れているため、諸物価の騰貴に伴う給
與改訂費等不測の負担は、地方財政を
圧迫しこれを極めて不安定なものにし
ているから、地方財政の安定化を図る
ため、義務教育費全額国庫負担制度を
すみやかに制定せられたいとの陳情。

第四三三号 昭和二十七年二月二十
五日受理

地方教育委員会の設置単位等に関する
陳情
陳情者 滋賀県大津市橋本町六八
大津市教育委員会内 松
平智輝

教育の民主的向上と発展のため、郡お

よび人口五万以上の市には必ず教育委
員会を設置するとともに教育委員の公
選制を存続せられたいとの陳情。

第四三六号 昭和二十七年二月二十
五日受理

学校給食費国庫補助に関する陳情
陳情者 鳥根県松江市殿町鳥根県
教職員組合内 神山晃

教育民主化の一翼である学校給食を完
全に制度化し、義務教育課程に完全に
実施されるまでに推進強化するための
必要な予算措置を講ぜられたいとの陳
情。

第四六五号 昭和二十七年二月二十
八日受理

戦災市町村等義務教育施設復旧整備臨
時措置法制定に関する陳情
陳情者 大阪府議會議長 田村敏
太郎

六・三制校舎建設事業は、年々政府の
補助金その他の予算措置により進ちよ
くしつつあるが、これは中学校優先の
補助であつて、戦災小学校の復旧に對
しては特別の予算措置がとられないま
ま経過しているため、戦災により失わ
れた人口の復帰に伴う児童生徒の激増
により現在の教室不足は累増する状況
にあるから、戦災市町村等義務教育施
設復旧整備臨時措置法をすみやかに制
定し、予算措置を講ぜられたいとの陳情。

第四八一号 昭和二十七年二月二十
八日受理

公立学校事務職員教育公務員特例法
適用に関する陳情
陳情者 福岡県田川郡添田町立添
田中学校内 梅田銀郎外

四十六名

公立学校事務職員は、地方公務員法第五十七條に規定され、また学校構成員の一員であり教職員適格審査に合格し、校長の学校行政、管理ならびに教員の職務に対し補助協力し、その職務内容は教員と何等変るところがないのに、免許状に關係ない、学校教育法第二十八條の「事務に従事する」、等の点から教育公務員特例法の適用から除外されているのは、不合理であるから、すみやかに公立学校事務教職員にも教育公務員特例法を適用されたいとの陳情。

昭和二十七年三月十八日印刷

昭和二十七年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所